

募集型企画旅行 取引条件説明書 お申し込みの際には、必ずこのご旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める旅行取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、合同会社ふくしま RISE (以下「当社」といいます) が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット (以下「パンフレット等」といいます) 旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面 (以下「最終旅行日程表」といいます) および当社旅行業約款の募集型企画旅行契約の部 (以下「当社約款」といいます) 等によります。当社約款は当社ホームページからご覧になれます。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます) の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

(1) 旅行代金の額は、旅行の契約書面に記載します。

(2) 当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けることがあります。この場合、契約はお申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金もしくは申込金を受領した時 (金融機関への振込の場合はその確認が取れた時) に成立するものとします。また、お支払いがない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱います場合があります。(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります)

4. 団体・グループ契約

当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

5. 申込条件

(1) 未成年者のお申込みは、親権者の同意書が必要です。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出ください)。改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状態および必要とされる措置の内容についてお客様にお伺いし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。なお、お客様から申し出いただいた措置を手配することができない場合または、現地事情や関係機関等の状況などにより旅行の安全かつ円滑な実施に不安がある場合には、旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただく場合があります。

(4) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。

(5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。

(7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。

(8) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9) お客様が、当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社らの信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

6. キャンセル待ちの取扱いについての特約

お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱いをすることがあります。

7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。

8. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約料」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

9. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金。また、パンフレット等で注釈のないかぎり、航空機はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金 (空港・駅・港と宿泊場所、ただし旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます)

(3) 旅行日程に明示した観光料金 (バス料金等・入場料等)

(4) 旅行日程に明示した宿泊料金およびサニー料金

(5) 旅行日程に明示した食事料金および税

(6) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用

(7) その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの

第9項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1) 超過手荷物料金 (各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)

(2) クリーニング代、電話代

(3) 傷害、疾病に関する医療費

(4) 自宅から集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費

(5) その他パンフレット等内で料金を記載するもの

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

当社との旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 旅行契約内容が変更され、本項 (1) 定めるところにより旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。

(3) 第 11 項により旅行契約内容が変更され、旅行実施に要する費用 (当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます) が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足 (オーバーブック) による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位をお客様が指定した第三者に譲渡することができます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することになります。

14. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様の解除権

お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、営業時間外のご連絡につきましては、翌営業日扱いとなります。

お取消の受付日	キャンセル手数料
ご出発日 3 日以前	無料
ご出発日 2 日前	旅行代金の 20%
ご出発日前日	旅行代金の 30%
ご出発当日 (出発前)	旅行代金の 100%
旅行開始後 (無連絡不参加)	旅行代金の 100%

宿泊をともう旅行

お取消の受付日	キャンセル手数料
ご出発 21 日以前	無料
ご出発日 20~8 日前	旅行代金の 20%
ご出発日 7~2 日前	旅行代金の 30%
ご出発日前日	旅行代金の 40%
ご出発当日 (出発前)	旅行代金の 50%
旅行開始後 (無連絡不参加)	旅行代金の 100%

※取消料の対象となる旅行代金とは企画書面に記載した旅行代金に、レンタル代等追加料金の場合は追加料金を加えた合計金額です。

②当社の解除権

ア お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払われなときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。

a お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

d お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e お客様の人数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目 (日帰り旅行は 3 日目) にあたる日より前に、お客様に旅行を中止する旨をご通知致します。

f スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由によりパンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

h お客様が第 5 項 (8) から (10) までのいずれかに該当する事が判明した場合。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払い戻し

ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻いたします。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻いたします。

②当社の解除・払い戻し

ア 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して、旅行契約の全部または一部を解除することがあります。

a お客様が病気、あるいは必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。

b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他の旅行者に対する暴行または脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令とその他 の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能になったとき。

d お客様が第 5 項（8）から（10）までのいずれかに該当する事が判明した場合。

イ 解除の効果および払い戻し

本項「(2)②ア」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその 提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部 分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に 支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料 その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

ウ 本項「(2)②ア」の a、c により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

エ 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契 約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関 する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

（3）旅行代金の払い戻しの期間

当社は、第 12 項の（2）（3）の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約 を解除し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の 翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の 解除による払い戻しにあっては パンフレット等に記載した旅行終了日 の翌日から起算して 30 日以内に払い戻しいたします。

（4）本項（3）の規程は、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

15. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客 様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

（1）お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契 約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

（2）本項（1）の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の 趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努力します。

（3）保護措置 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措 置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当 社の指定する方法で支払わなければならない。

16. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

17. 添乗員

添乗員同行の有無はパンフレット等に明示いたします。

18. 当社の責任

（1）当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様 に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。（損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限ります）

（2）手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供 機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に代わって手配をする者（現地手配会社）をいいます。

（3）当社の責任の範囲は、当社または上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供 機関の責任となります。

（4）お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項（1）の責任を負いません。

ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

エ 自由行動中の事故

オ 食中毒

カ 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる 旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故 による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。

ケ その他、当社の関与し得ない事由

（6）手荷物について生じた本項（1）の損害につきましては、本項（1）の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 21 日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者 1 名につき 15 万円 を限度に賠償いたします。（当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます）

19. 特別補償

（1）当社は前項（当社の責任）が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集 型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に損害を被ったときには、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する 損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第 18 条 2 項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用されません。

（2）お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、疾病等によるものであるときは、当社は本項（1）の補償金および見舞金をお支払いいたしません。

（3）当社が、本項（1）に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとしします。

（4）当社は契約書面において当社の旅行サービスの提供が一切行われたい旨が明示された日（以下「無手配日」といいます）については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明記した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。なお、当社がこの特別補償規程に基づく保険金を支払う保険に加入している場合は、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。

20. お客様の責任

（1）お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

（2）お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の 権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならま

せん。

（3）お客様は、旅行開始後においてパンフレット等記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者等に申出なければなりません。

21. 旅程保証

（1）当社は、 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお支払いいたします）ただし、当該変更事項について当社に第 18 項が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。（ただし、旅行サービスの提供 が行われているにもかかわらず運送・ 宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②第 14 項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

（2）本項（1）の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に 15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が 1,000 円未満であるとき当社は、変更補償金を支払いません。

（3）当社が、本項（1）の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第 18 項が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、 同項の規定に基づき当社が支払うべき損害補償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。

（4）当社が、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせていただくことがあります。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 件当たりの率	
	旅行 開始前	旅行 開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他旅行目的地変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関等級または設備より低い料金のものへ変更 (変更後等級および設備料金合計額が契約書面に記載した等級および設備それを下回った場合に限りま	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関種類または会社名変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した宿泊機関種類または名称変更 (当社が宿泊機関等級を定めている場合であって、変更後宿泊機関等級が契約書面に記載した宿泊機関等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関客室種類、設備、景観、その他客室条件変更	1.0%	2.0%
⑦ 上記①～⑥に上げる変更うち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項変更	2.5%	5.0%

※⑦に掲げる変更は、①から⑥までの率を適用せず、⑦によります。

旅行業法 12 条の 4 による旅行取引条件証明書面に記載のない事項は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

制定日 2023 年 2 月 16 日

合同会社ふくしま RISE 本店営業所
福島県知事登録旅行業 地域-16 号
〒960-0211
福島県福島市飯坂町湯野字切湯ノ上 14 松島屋旅館内
総合旅行業務取扱管理者 山谷 勝敏

募集型企画旅行実施可能区域
【福島県】 福島市、二本松市、伊達市、猪苗代町、川俣町、桑折町
【山形県】 米沢市、高島町
【宮城県】 白石市、七ヶ宿町